

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料2



業務内容	STEP 1. 事業者等の基本情報登録	STEP 2. 事業所の詳細情報入力・報告、承認	STEP 3. 公表
<p>情報公表システム</p>	<p>⑨ 事業者へ都道府県等が承認した旨通知 ⑩ 都道府県等が公表を依頼した事業所情報をWAMNETに公表</p>	<p>⑥ 都道府県等へ報告が行われた旨メールで通知</p>	<p>③ 事業者へログインID・パスワードを通知</p>
<p>都道府県等 (都道府県 指定都市 中核市)</p>	<p>② システムへ事業者等の基本情報を登録</p>	<p>⑦ 都道府県等が、報告内容の修正が必要と判断した場合</p> <p>⑧ 都道府県等が、報告内容を確認し、承認した場合</p>	<p>⑦ 差し戻し通知</p>
<p>事業者 (法人等)</p>	<p>① 都道府県等へ事業者等の基本情報を登録</p> <p>④ ログインID・パスワード通知を受領</p>	<p>⑤ システムに事業所の詳細情報を入力し、都道府県等へ報告</p> <p>※ ⑦の場合、通知受領後、再度手順⑤から実施</p>	<p>⑩ 承認通知を受領</p>